

令和8年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

議案第 1 号 令和 7 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第 1 号）

議案第 2 号 令和 8 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

議案第 3 号 福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第1号

令和7年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第1号）

△印減

（総 則）

第1条 令和7年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第4項の設備費 事業費「7,959,118千円」を「9,197,567千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,292,181千円」を「5,911,937千円」に改める。）

		収 入		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資 本 的 収 入	5,210,569 千円	618,693 千円	5,829,262 千円
第1項	企 業 債	3,315,000 千円	720,000 千円	4,035,000 千円
第2項	国 庫 補 助 金	998,709 千円	△ 101,307 千円	897,402 千円

		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資 本 的 支 出	10,502,750 千円	1,238,449 千円	11,741,199 千円
第1項	設 備 費	7,959,118 千円	1,238,449 千円	9,197,567 千円

(企業債)

第6条の起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
設備費	3,315,000 千円	4,035,000 千円

令和8年1月28日提出

福岡地区水道企業団

企業長 名古屋 泰之

議案第2号

令和8年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和8年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|-----------|--|-------------------|
| 1 | 用水供給先 | 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市 | |
| 2 | 年間総供給水量 | | 91,567,674 立方メートル |
| 3 | 一日平均供給水量 | | 250,870 立方メートル |
| 4 | 主要な建設改良事業 | | |
| | 設備費 | 事業費 | 6,779,848 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		13,009,966 千円
第1項	営 業 収 益		11,793,084 千円
第2項	営 業 外 収 益		1,216,664 千円
第3項	特 別 利 益		218 千円
		支	出
第1款	水道用水供給事業費用		12,560,814 千円
第1項	営 業 費 用		12,399,907 千円
第2項	営 業 外 費 用		155,375 千円
第3項	特 別 損 失		532 千円
第4項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,982,882千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		4,795,388 千円
第1項	企業債		2,854,000 千円
第2項	国庫補助金		708,199 千円
第3項	出資金		1,230,679 千円
第4項	固定資産売却代金		2,510 千円
		支	出
第1款	資本的支出		9,778,270 千円
第1項	設備費		6,779,848 千円
第2項	国営事業等負担金		2,114,838 千円
第3項	償還金		830,850 千円
第4項	国庫補助金返還金		47,734 千円
第5項	予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
牛頸浄水場整備事業 (令和8年度分)	令和9年度	千円 148,751
福岡導水施設 地震対策事業 負担金	令和9年度から 令和17年度まで	導水路上流部施設に要する費用の 額に1000分の968を乗じた額と導水 路下流部施設に要する費用の額を 加えた額相当額
管路整備工事 (令和8年度分)	令和9年度	1,990,368
牛頸浄水場等 設備更新工事等 (令和8年度分)	令和9年度	764,546
水質センター 電気設備等更新工事 (令和8年度分)	令和9年度	143,970
海水淡水化施設 設備更新工事 (令和8年度分)	令和9年度から 令和10年度まで	令和9年度以降 193,888

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備費	千円 2,854,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。起債時期は令和8年度とする。 ただし、工事又は財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は企業長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第9条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、8,470千円である。

令和8年1月28日提出

福岡地区水道企業団

企業長 名古屋 泰之

議案第3号

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年1月28日

福岡地区水道企業団
企業長 名古屋 泰之

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和48年福企条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。